

令和6年6月定例会

議案調査資料

税 務 部

● 議案第 84 号 郡山市税条例の一部を改正する条例…………… 2 頁

● 専決第 9 号 郡山市税条例の一部を改正する条例…………… 4 頁

【議案第 84 号】郡山市税条例の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の背景等

(1) 固定資産税の課税免除又は不均一課税措置

区分	改正の背景、目的及び効果		改正内容								
法改正	【背景】 令和6年度地方税制改正による地方拠点強化税制の制度延長に伴い、「福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」の期間が2年間延長された。		【条例改正の内容】 固定資産税の課税免除又は不均一課税措置に係る所要の改正を行う。								
	【目的】 県が認定を行う「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間が2年間延長になったことから、所要の改正を行う。		<table><tr><th>内容</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間の延長</td><td>令和6年3月31日まで</td><td>令和8年3月31日まで</td></tr></table>			内容	改正前	改正後	「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間の延長	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで
	内容	改正前	改正後								
「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間の延長	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで									
【効果】 税制優遇を継続することで、本社機能移転及び本社機能拡充を促し、地域への移住や定住の促進、地域経済の活性化及び雇用の創出等を図る。		【改正する規定】 第48条の6及び第50条の5									

(2) 固定資産税（償却資産）の特例措置の改正

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容								
法改正	【背景】 地方税法の改正に伴い、一定の要件を満たすバイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置が見直された。	【条例改正の内容】 出力が1万kW以上2万kW未満のバイオマス発電設備のうち、「一般木質・農作物残さ区分」に該当するもの」に係る課税標準に乗ずる特例割合を、 <u>国が示す参酌基準と同様の7分の6とする。</u>								
	【目的】 一定の要件を満たすバイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）について、特例割合を定める。	（参考）地方税法の改正内容 出力が1万kW以上2万kW未満のバイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置								
	【効果】 事業者負担の適正化に資するとともに、課税体制の明確化が図られる。	<table><tr><th>内容</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>特例割合</td><td>3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲内</td><td>「一般木質・農作物残さ区分」に該当するもの7分の6を参酌して、14分の11以上14分の13以下の範囲内</td></tr></table>			内容	改正前	改正後	特例割合	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲内	「一般木質・農作物残さ区分」に該当するもの7分の6を参酌して、14分の11以上14分の13以下の範囲内
	内容	改正前	改正後							
特例割合	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲内	「一般木質・農作物残さ区分」に該当するもの7分の6を参酌して、14分の11以上14分の13以下の範囲内								
		【改正する規定】 附則第10条の2第7項								

(3) 固定資産税・都市計画税の特例措置の改正

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容						
法改正	【背景】 地方税法の改正に伴い、課税標準の特例措置が見直され、わがまち特例の適用となった。	【条例改正の内容】 課税標準に乗ずる特例割合を、 <u>国が示す参酌基準と同様の2分の1とする。</u> (参考) 地方税法の改正内容 一体型滞在快適性等向上事業により整備された土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準に乗ずる特例割合を市町村の条例で定める割合とする。						
	【目的】 一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）について、特例割合を定める。	<table><tr><th>内容</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>特例割合</td><td>2分の1</td><td>2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合</td></tr></table>	内容	改正前	改正後	特例割合	2分の1	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合
	内容	改正前	改正後					
	特例割合	2分の1	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合					
【効果】 ・官民連携によるまちづくりの機運醸成と、まちづくりを担う人材の育成が図られる。 ・「居心地が良く歩きたくなる（ウォーカブル）」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりの推進が図られる。	(参考) 特例措置の内容 市町村が都市再生整備計画の区域内に設定した「滞在快適性等向上区域」において、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合、固定資産税・都市計画税を軽減。							
	【改正する規定】 附則第10条の2第15項							

(4) 地方税法等の改正に伴う、特例の削除、引用条項ズレの修正

【専決第9号】郡山市税条例の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに規定を整備する。

2 改正の背景等

(1) 令和6年能登半島地震災害による損失に係る特例措置の規定の新設

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容						
新設	【背景】 令和6年2月21日施行の地方税法、同法施行令改正	【法規定の新設にあわせた規定の新設】 令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用 <table><tr><th>内容</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>適用期間</td><td>令和7年度の個人住民税 (令和6年分所得) から</td><td>令和6年度の個人住民税 (令和5年分所得) から</td></tr></table>	内容	改正前	改正後	適用期間	令和7年度の個人住民税 (令和6年分所得) から	令和6年度の個人住民税 (令和5年分所得) から
	内容		改正前	改正後				
	適用期間		令和7年度の個人住民税 (令和6年分所得) から	令和6年度の個人住民税 (令和5年分所得) から				
【目的】 令和6年能登半島地震災害により生じた資産の損失額について、雑損控除の対象年度を前倒して適用する。								
【効果】 令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減が図られる。								

(2) 令和6年度の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容				
新設	【背景】 令和6年度地方税制改正	【個人住民税の定額減税】 <table><tr><th>内容</th><th>減税額</th></tr><tr><td>令和6年度個人住民税</td><td>1万円 × (納税義務者＋扶養親族数)</td></tr></table>	内容	減税額	令和6年度個人住民税	1万円 × (納税義務者＋扶養親族数)
	内容	減税額				
	令和6年度個人住民税	1万円 × (納税義務者＋扶養親族数)				
【目的】 国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す。	※納税者と扶養親族（配偶者を含む。国外居住者を除く）1人につき個人住民税から1万円を控除する。 ※納税者の合計所得金額1,805万円以下である場合に限る。					
【効果】 実質的な所得額の増加が見込まれるとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等が図られる。	◎特別税額控除の実施方法のルール化					

(3) 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税（家屋）の減額措置に係る申告制度の見直し

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容
新設	【背景】 令和6年度地方税制改正	【申告制度の見直し】 新築された認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該区分所有に係る住宅の管理者等から必要書類が提出され、かつその住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有に係る住宅全戸に当該減額措置を適用できることとする規定を新設。
	【目的】 納税義務者毎に必要な区分所有に係る新築の認定長期優良住宅の申告制度を見直し、住宅の管理者等からの申告を受けられるようにする。	
	(効果) 区分所有に係る住宅の納税義務者が個別に認定長期優良住宅の申告をする必要がなくなり、負担軽減が図られる。	

(4) 固定資産税（土地）の負担調整措置

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容						
法改正	【背景】 令和6年度地方税制改正	【適用期間の延長】 土地に係る負担調整措置について、据置年度における価格の下落修正措置等、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、適用期間を3年延長する <table><tr><th>内容</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>適用期間</td><td>令和3年度から令和5年度までの間</td><td>令和6年度から令和8年度までの間</td></tr></table> ※都市計画税も同様	内容	改正前	改正後	適用期間	令和3年度から令和5年度までの間	令和6年度から令和8年度までの間
	内容		改正前	改正後				
	適用期間		令和3年度から令和5年度までの間	令和6年度から令和8年度までの間				
【目的】 評価替えによって生じる急激な課税標準額の変動を緩和することで、税負担水準のばらつきの幅を狭める。								
【効果】 ばらつきのある税負担水準を均衡化し、課税の公平性の向上が図られる。								

(5) その他、地方税法等の改正に伴う、引用条項ズレの修正等所要の改正